

外国人材のための「かごしま」理解促進動画作成業務委託
企画提案仕様書

1 業務名

外国人材のための「かごしま」理解促進動画作成業務委託

2 業務の目的・趣旨

外国人材の安定的な受入れや定着を図るためには、県内の企業等での受入れが決まり、今後来鹿する予定となっている外国人材に対して、本県で生活し、働くことへの不安を解消する取組が必要である。

こうした中、外国人材の来日前のイメージと来日後の現実との違い(リアルギャップ)を理由とした県外流出を防ぐため、本県で就労予定の来日前の外国人材に対し、本県の暮らしの魅力や実情を伝えるための動画を作成する。

3 委託業務内容及び企画提案に係る留意事項等

○ 「外国人材のための『かごしま』理解促進動画」の作成

作成に当たっては、以下の条件を踏まえつつ、詳細は事前に委託者と受託者で協議の上、決定する。

(1) 動画の内容

- ・ 本県で就労予定の来日前の外国人材をターゲットとし、鹿児島県内の7地域(鹿児島、北薩、南薩、始良・伊佐、大隅、熊毛、大島)(以下、「県内7地域」という。)における地域ごとの暮らしの魅力や実情を伝える内容にすること。
- ・ 本県の魅力(食べ物や美しい自然等)だけでなく、県内7地域の受入環境の実情(交通インフラや地域特有の方言等)なども含め、リアルギャップ(来日前のイメージと来日後の現実との違い)を低減できるような内容とすること。
- ・ 動画は、県内7地域ごとにそれぞれ作成することとし、以下の①～④の内容を映像や音声に盛り込むこと。

- ① 県内7地域の概要(位置、特色等)
- ② 県内7地域の魅力(特産品、名所等)
- ③ 県内7地域の実情(交通インフラ、地域特有の方言等)
- ④ 県内7地域で働いている外国人材へのインタビュー

※ インタビューをする外国人材の選定は県が行う。

(2) 動画の言語

① インドネシア語版(インドネシア人材向け)

県内7地域ごとに、その地域の魅力や特色、実情を伝える動画を各1本以上作成すること。

② ミャンマー語版(ミャンマー人材向け)

県内7地域ごとに、その地域の魅力や特色、実情を伝える動画を各1本以上作成すること。

(3) 動画の撮影

- ・ 撮影場所は鹿児島県内とし、(1)の④に記載している外国人材へのインタビューは、必ず県内7地域の現地で行うこと。
- ・ 県内7地域の概要や魅力、実情に係る動画については、当該委託業務で撮影した映像のほか、受託者が保有している映像や音声、音楽等を併用することも可とする。

(4) 動画の仕様

- ・ 縦横比：縦：横＝9：16（横型）
- ・ 長さ：各動画の長さは5～8分程度とすること。
なお、動画の内容に応じて、各地域の動画をそれぞれ2本以上作成することも可とする。
（例）
 - ・ 鹿児島地域の概要、魅力、実情の動画（5分）と鹿児島地域で働いている外国人材へのインタビュー動画（3分）をそれぞれ作成（※その他の地域も同様に2種ずつ作成）
- ・ 音：音声、音楽などを効果的に挿入すること。
- ・ 著作権：BGM等の音源、映像及び画像素材は、著作権の問題がないものを使用すること。
著作権の問題がないことを条件として、受託者が既に保有しているデータを使用することも可とする。
- ・ 字幕：日本語の音声、字幕を使用する場合は、インドネシア語版の動画にはインドネシア語、ミャンマー語版の動画にはミャンマー語の字幕を挿入すること。
翻訳は必要に応じて受託者側で行うこと（Google 翻訳やAI 翻訳等では行わないこと）。
- ・ 閲覧形式：パソコンやスマートフォン等で視聴可能な形式で作成すること。

4 成果品の納品

○ 外国人材のための「かごしま」理解促進動画

- ・ インドネシア語版（県内7地域ごとに各1本以上、計7本以上）及びミャンマー語版（県内7地域ごとに各1本以上、計7本以上）の動画（wmv、mp4等）を納品すること。
- ・ また、動画作成に使用した各素材の動画（wmv、mp4等、編集可能な形式）を納品すること。なお、各素材の動画の納品数等については、事前に委託者と協議すること。

5 著作権及び二次使用

- ・ 成果品に対する著作権その他の権利は原則として委託者に帰属するものとする。
- ・ 成果品に掲載された写真、動画、イラスト・図等のデータ及び受託者が作成のため

に撮影したものについては、委託者に無償譲渡すること。その際、データは圧縮せずにDVD等で渡すこととする。また、委託者は原則として当該データを二次使用することができるものとする。

6 履行期限

令和7年7月31日（木）

7 留意事項

- ・ 委託者は必要に応じ、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。
- ・ 本業務に関することは、本仕様書による他、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、委託者及び受託者双方合意の上、決定する。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。